

令和6年 第1回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和6年1月30日（火） 14時00分

2. 場 所：由布市役所本庁舎 本館3階 大会議室

3. 出席委員 11名

会 長 7番 坂 本 成 一

委 員	1番	縣 次 男
	2番	二 宮 寿 徳
	3番	秋 吉 一 郎
	4番	高 田 英
	5番	大 津 雄 司
	6番	大 野 重 利
	8番	江 藤 国 子
	9番	安 部 義 浩
	10番	麻 生 秀 昭
	11番	橋 本 早 人

4. 欠席委員 なし

5. 議事参与が制限された委員数 1名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

- ① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
- ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ③ 農地法第4条の規定による許可申請について
- ④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑤ 非農地証明の発行について
- ⑥ 農用地利用集積計画について（貸借権設定）
- ⑦ 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）
- ⑧ 農業振興地域整備計画の変更について
- ⑨ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 二宮啓幸、次長 長松喜久一、主査 小原匡博、主任 興梠 太希、
行政専門員 衛藤哲男

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、１１名中１１名の出席で会議規則第８条により総会は成立していますので、只今より令和６年 第１回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第６条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員
異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。
次に、会議録署名人の１名を指名します。
本日の会議録署名委員は、議席番号３番 秋吉 一郎委員にお願いしたいと思います。
宜しくをお願いします。
次に、採決についてお諮りします。
これから、採決します日程第１から第８までの全ての件は、会議規則第１４条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全員
異議なし

議長

それでは只今より会議規則第７条による議案の審議を行います。

■日程 第１ 「農地法第１８条の規定による合意解約について」
(議案第１号～４号 ４件)

議長

それでは、日程第１ 農地法第１８条の規定による合意解約について、４件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第１ 農地法第１８条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議長

議案１号から４号につきましては、皆さんに報告という事で了承して頂きたいと思えます。

■日程 第２ 「農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第５号～９号 ５件)

議長

それでは、日程第２ 農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請について、５件

あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案5号について、議席番号11番 橋本 早人委員より説明をお願いします。

11番 橋本 早人 委員

11番橋本がご説明いたします。

渡人の方が高齢になったためとありますが、元々ずっと大分市にいましてここの耕作はずっと受人がお手伝いしていたような感じで、そのまま渡すというような感じになっています。受人は付近の土地も耕作しますので問題ないかと思います。

御審議お願いいたします。

議長

それでは、議案5号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案6号につきまして議席番号10番 麻生 秀昭委員より説明をお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員

はい、麻生です。それでは説明いたします。

場所は庄内町畑田の折立という所です。旧庄内庁舎があったところから旧道を湯布院方向へ向かっていくとすぐに踏切があると思います。その久大本線の線路沿いに面した、湯布院に向かったら左側の部分の農地です。ここを受人が耕作されたいということで購入されたようです。

受人は庄内町の中で数か所土地を持っておりまして、そこでサツマイモを作っていて酒造に販売をするという活動を続けております。それに加えてここでも頑張りたいということですので問題はないと思います。

よろしくお願いします。

議長

それでは、議案6号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案7号につきまして議席番号2番 二宮 寿徳委員より説明をお願いします。

2 番 二宮 寿徳 委員

はい、それでは7号議案を説明いたします。

そこに書いてありますように、渡人が高齢により耕作できなくなったための売買と
いうことであります。受人のほうが少し前から管理をしていたそうで、現場を見たところ
水田の並びの一角であるんですが草刈りなども適切にできております。

何ら問題ないかと思えます。審議の方よろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案7号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案8号につきまして議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6 番 大野 重利 委員

はい、それでは説明をいたします。

挾間町三船、受人は既にこの農地を耕作しておりまして、年齢は80歳とありますが
一緒に若い方がいたようにありました。

問題ないと思えます。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案8号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案9号につきまして議席番号10番 麻生 秀昭委員より説明をお願いします。

10 番 麻生 秀昭 委員

はい、麻生です。

先ほどの説明でも言いました久大本線沿いの高岡という所です。その中の橋爪という
地区名ですけれども。その中央部ぐらいになりますが、旧道と線路の間に挟まれた
土地です。

渡人は既に施設に入られているそうです。これを購入する受人は前に一度私の方で
担当して土地を買われたことがあったように思います。この方が自宅のすぐ隣の水田
を半分ぐらい借りて野菜を現在作っています。非常によく管理されています。

この土地が2段に分かれていてその上の方も手に入れたいということで、今回こう
して上がってきております。

きちんと農業をやられており何ら問題ないと思えますので、審議よろしくお願
いします。

議

長

それでは、議案 9 号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第10号～11号 2件)

議

長

続きまして、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、2件あります。
事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議

長

議案10号について議席番号11番 橋本 早人委員より説明をお願いします。

11番 橋本 早人 委員

11番橋本がご説明いたします。

場所は五ヶ瀬のローソンから入ったところぐらいです。

ここはもう何にも植えてなくて、始末書もあります。宅地にする、家を建て替えるということで、もう広場みたいになっているんですけども、砂利も敷いてあります。

図面を見ればわかるんですけど、土地の一角に温泉の源泉があるんですけど、そこを除けて申請がありました

隣地同意もあり問題ないと思います。よろしくお願いします。

議

長

それでは、議案10号につきまして、質問がある方はお願いします。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

議

長

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

4ページの配置図の方をご覧いただきたいんですが、そこの申請地の赤くなったところに家庭内菜園とあるんですが、転用の申請の中でいきなり家庭菜園という形でも問題はないんですか？

こういうのは普通でしたら分筆をして農地として残すべきかと思いますが、そうじゃなくて家庭菜園という形でもいいんですか。

事務局

ここなんです、現状は耕作している畑というよりかは、農業用倉庫からもみ殻を吐き出したものが溜まるような、耕作をしていないようなスペースであります。

まあ申請者の書き方として家庭内菜園という書き方をしていますが、実質的に左右が申請者の土地で、現在は所有者が娘婿さんに代わっていますが、宅地に挟まれているような状況で、以前県からの資料の中で家庭菜園というものの考え方として、宅地と独立して取引されるような要素が無ければ独立した農地としてみなさなくてもよいというような取り扱いが示されたことがあります。

今回、両側が申請者の宅地に挟まれていてここが独立した農地として扱われる必要性はないかなと事務局としては考えているので、家庭内菜園という書き方ですが実質的には宅地のつながりで宅地拡張という考え方で今回受け取っているようなところで

議 長
いいでしょうか。

4 番 高田 英 委員
わかりました。

議 長
他に質問ありませんか。
(ありません。)
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案 1 1 号につきまして議席番号 1 番 縣 次男委員より説明をお願いします。

1 番 縣 次男 委員
はい、1 番の縣です。ご説明いたします。
ここは皆さんご存知の日本文理大学が管理しているんですけれども、20 年近く前に土地を購入したときにこの小さな畑が見落としというか登記漏れになっていて、今回学校内でいろいろ調べていたところ見落としに気付किまして今回の申請になりました。
ほんの小さな傾斜地で、何も建っていないんですけど敷地の一角に存在していました、今回の申請になっています。
審議よろしくをお願いします。

議 長
それでは、議案 1 1 号につきまして、質問がある方はお願いします。
(ありません。)
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第12号～14号 3件)

議長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

それでは、議案12号の説明を議席番号1番 縣 次男委員より説明をお願いします。

1番 縣 次男 委員

はい、1番の縣です。ご説明します。

この申請地は、近くに太陽光の発電をしているところがありまして、その業者がそのための資材置場と探していてこの話が出来たようです。

道もありますし、周りの人の同意もありますので問題はないかなと思います。よろしくお願いします。

議長

それでは、議案12号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案13号につきまして議席番号1番 縣 次男委員より説明をお願いします。

1番 縣 次男 委員

はい、この土地はですね、渡人は自衛隊に入っていたんですがあまり管理できてなくて人に貸したりしていたんですが、始末に困るということで受人と話がまとまってこの5条申請になったようです。

ここは昔に一度災害にあって、1枚の田んぼだったそうなんですが今はもう高低差があって田んぼにはなかなかなるような感じではなくて、畑にしたりとか柚子の木植えたりとかそんなふうにしております。

鹿とかイノシシが出て荒らしてくるようなところなので、渡人もどうしようもないなということで手放すことになったようです。

よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案13号につきまして、質問がある方はお願いします。

質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

議案 14 号について、4 番 高田委員が会議規則第 12 条の議事参与制限により退席となります。

(4 番 高田 英 委員 退席)

議案 14 号につきまして議席番号 1 番 縣 次男委員より説明をお願いします。

1 番 縣 次男 委員

はい、この土地はちょうど道路際にある土地で、金鱗湖が近いところなんですけど、付近にはバスの駐車場がないということで、渡人はお父さんの代まではここで米作りをしていたと思いますがもうあまり農業をしておりませんので、今回の売買の話ができたそうです。

駐車場にできれば家の周りの混雑も少しは解消できるかなという話もしておりました。

そういうことでございます。審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案 14 号につきまして、質問がある方はをお願いします。

質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

高田委員 お入りください。

(4 番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。

挙手多数により承認されました。

4 番 高田 英 委員

ありがとうございました。

■日程 第5 「非農地証明についての審議」

(議案第 15 号 1 件)

議 長

続きまして、日程第 5 非農地証明の発行について 1 件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第5 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議長

15号について質疑を求めたいと思います。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

■日程 第6 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第16号～21号 6件)

議長

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）6件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議長

それでは、議案16号は継続の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

それでは、議案17号からは新規の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案18号について質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案19号について質問はありませんか。

(ありません。)
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案 20 号について質問はありませんか。
(ありません。)
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案 21 号について質問はありませんか。
(ありません。)
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第7 「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」
(議案第22号～24号 3件)

議 長
日程 第7 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分) 3件あります。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局
日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）、議案朗読説明。

議 長
議案 22 号の案件、ご質問があればお願い致します。
(ありません。)
それでは、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案 23 号の案件、ご質問があればお願い致します。
(ありません。)
それでは、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案 24 号の案件、ご質問があればお願い致します。
(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第8「農業振興地域整備計画の変更について」

(議案第25号～32号 8件)

議 長

日程 第8 農業振興地域整備計画の変更について 8件あります。事務局より説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号1番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号1の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして箇所番号2の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号2番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(4番 高田 英 委員より挙手あり。)

議 長

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

確認です。宅地に地目変更するとなっていますけど、これ雑種地ではないですかね。建物建てないですね。

農 政 課

宅地にして取得したいと聞いてます。まあこれからもしかしたら家を建てる可能性はあるかもしれませんが。

4番 高田 英 委員

多分登記する際に土地家屋調査士に相談すると思いますが、建物が建っていないんでと

目的には雑種地という判定になると思います。

農 政 課

分かりました。そうであれば雑種地という話で。

議 長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号2の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして箇所番号3の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号3番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号3の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして箇所番号4の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号4番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

質問はありますか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号4の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして箇所番号5の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号5番 議案朗読説明。

議 長
質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(3 番 秋吉 一郎委員より挙手あり。)

議 長
秋吉委員さんどうぞ。

3 番 秋吉 一郎 委員
写真を見ると山林化されているようだけれども、ここを整地してクヌギを植えるようになるんですか。

農 政 課
そのまま土地を利用しながら、というような形で。

3 番 秋吉 一郎 委員
いや、24ページの航空写真とか見たら結構山林化が激しいんじゃないかなと思うんやけどな。実際植林できるんだろうかと思って。クヌギを植えたとしてもこんな山林の中だとおそらく育たないと思うんだけど。それをするということですね。

農 政 課
まあ、クヌギを植えるんだと、思います。

3 番 秋吉 一郎 委員
いや、植えるのはわかるんやけどな。この状態のままじゃ育たないんじゃないかなって。今言ったように整地をして植えるならわかるんだけど、今聞いてみるとそのまま植えるようなことを言ったからね。

農 政 課
現状のままを維持しながら管理するということで。

議 長
そういうことだそうです。
他に質問ありませんか。
(ありません。)
質問が無い様でございますので、この箇所番号5の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして箇所番号6から8の除外は一括して行いたいと思います。説明をお願いします。

農 政 課
箇所番号6番～8番 議案朗読説明。

議 長

それでは一括して質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

質問はありますか。

(4番 高田 英 委員より挙手あり。)

議長 長
高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

すみません、説明の中で出た工場の敷地がどこにあるのかもうちちょっと詳しく確認させてください。

1908-1のところに工場があるんですか？

農政課

30ページの航空写真があると思いますが、その中の箇所番号8というシールが貼ってあるかと思いますがそのちょっと上ぐらいに今現在会社がございます。

4番 高田 英 委員

それが工場っていうこと？

農政課

そうです。それで、主な業種としては水道設備、空調設備なので、それぞれ配管とかパイプとかそういうものを子の申請地に置くようになると思います。

4番 高田 英 委員

33ページの図の中に工場敷地って書いてあるんですが、それは今ここにあるわけではないんですね？

農政課

この申請地にはプレハブのような建物が建つんですけれども、ここにまた荷物を置いたりするような感じになるようです。

なので、ここで加工したり作成したりするのではなくて、ここには資材を置くようになると思います。

議長 長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号6から8までの案件、一括して意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

■日程 第9 「その他」

議長 長

その他で何かありますか。
無いようですので終了したいと思います。
以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。
審議、お疲れ様でした。